

# 自家用有償旅客運送制度について

中国運輸局山口運輸支局

## 自家用有償旅客運送制度とは

バス・タクシーによるサービスが提供されない地域において、**地域の関係者の合意に基づき、国の登録を受けて、自家用自動車を使用して、有償で旅客を運送するもの**



緑ナンバー	白ナンバー
<b>路線バス・タクシー</b> バス事業者・タクシー事業者が高密度の輸送サービスを実施 	<b>地域住民のための自家用有償旅客運送</b> (市町村運営有償運送（交通空白）、公共交通空白地有償運送) 交通空白地域において、住民の移動手段の確保を目的として、 <b>地域の関係者の合意に基づき、市町村やNPO等が自家用自動車を使用して、有償で旅客を運送</b> 
<b>コミュニティバス</b> 地方自治体が自ら又はバス事業者へ運行を委託して、住民等を輸送 	<b>身体障害者等のための自家用有償旅客運送</b> (市町村運営有償運送（福祉）、福祉有償運送) 福祉タクシー等による輸送サービスが提供されていない地域において、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、 <b>地域の関係者の合意に基づき、市町村やNPO等が自家用自動車を使用して、有償で旅客を運送</b> 
<b>福祉タクシー</b> タクシー事業者が身体障害者等の移動制約者の輸送を目的としてサービスを実施 	

(有償運送)

**第七十八条** 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、**有償で運送の用に供してはならない。**

## 1. 災害のため緊急を要するとき

## 2. 自家用有償旅客運送を行うとき

◎ 市町村が、市町村の区域内の住民の運送を行うとき

### (1) 市町村運営有償運送（交通空白輸送・市町村福祉輸送）

市町村が専ら当該市町村の区域内で住民の生活交通を確保するため自ら行う運送

◎ **特定非営利活動法人等**が、市町村の区域内の住民の運送を行うとき

### (2) 公共交通空白地有償運送

特定非営利活動法人等が、過疎地域その他これに類する地域において行う当該地域内の住民等がその地域内で日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって、名簿に記載されている者及び同伴者の輸送。

### (3) 福祉有償運送

特定非営利活動法人等が定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用する事が困難な者であって、名簿に記載されているもの及びその付添人の運送

身体障害者、介護保険法の要介護者・要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

特定非営利活動法人  
人・公益法人・認可  
地縁団体・農業協同  
組合・消費生活協同  
組合・医療法人・社会  
福祉法人・商工会議所・商工会、権利  
能力なき社団

運輸支局  
等の**登録**  
が必要

## 3. 公共の福祉を確保するためやむをえないとき

・自らの施設への送迎（幼稚園・学校等）

・4条（福祉輸送限定）又は43条（特定）と契約するヘルパー等による運送

運輸支局  
の**許可**が  
必要



## 1. 市町村運営有償運送 施行規則・通達・公示 <交通空白輸送>

過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、乗合バス事業によっては住民の生活の足を確保することが困難となっている場合において、住民の足の確保を行う輸送



市町村が、専らその区域内で、住民の生活交通を確保するため自ら行う輸送

市町村が主宰する地域公共交通会議（地域協議会の分科会も含む）の合意が必要

### 旅客の範囲

当該市町村に在住する住民及びその親族、当該市町村に日常の用務を有する者  
当該市町村長が必要と認める場合は、当該区域への来訪者等

### 路線

路線（起終点・経由地）  
デマンド運行部分（基軸路線または地区を定める）

### 使用車両

**市町村名義**  
(リース可) **バス** 普通車（移動制約者の移動を容易にするもの含む） **軽 可**

### 輸送の安全・旅客の利便確保

すべての事業所で運行管理の責任者必要  
運行前の安全運転のための確認は対面で実施する。代行者選任可

### 運転者の要件

- 2種免許が有効な者
- 1種免許2年間停止でない者で、大臣認定講習受講者
- ※人身事故等には適性診断を受診  
※運行委託も同様の資格

### 運行管理の責任者の資格

- バス1両・  
その他 5両以上  
の場合は、次に該当する者
- 旅客運行管理者資格者証所持
- 運行管理者基礎講習修了
- 安全運転管理者の資格
- 運行管理の実務1年以上の経験
- ※全事業所で運行管理体制の整備

### 対価設定の考え方

### 対価を事務所に掲示

燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内

合理的な方法により定められ

旅客にとって明確であること。

撤退前のバス運賃等  
参考出来る

### 安全運転のための確認の実施記録

乗務記録 運転者台帳  
事故記録 苦情処理簿

車内掲示  
(運送者名称、運転者氏名、自動車登録番号、対価)

車両表示の実施  
(名称、「有償運送車両」・登録番号) 登録証の写しを備置

整備管理・事故・苦情処理体制の整備

損害賠償措置

### 運輸支局への報告

輸送実績報告 ※年1回

事故報告 ※その都度



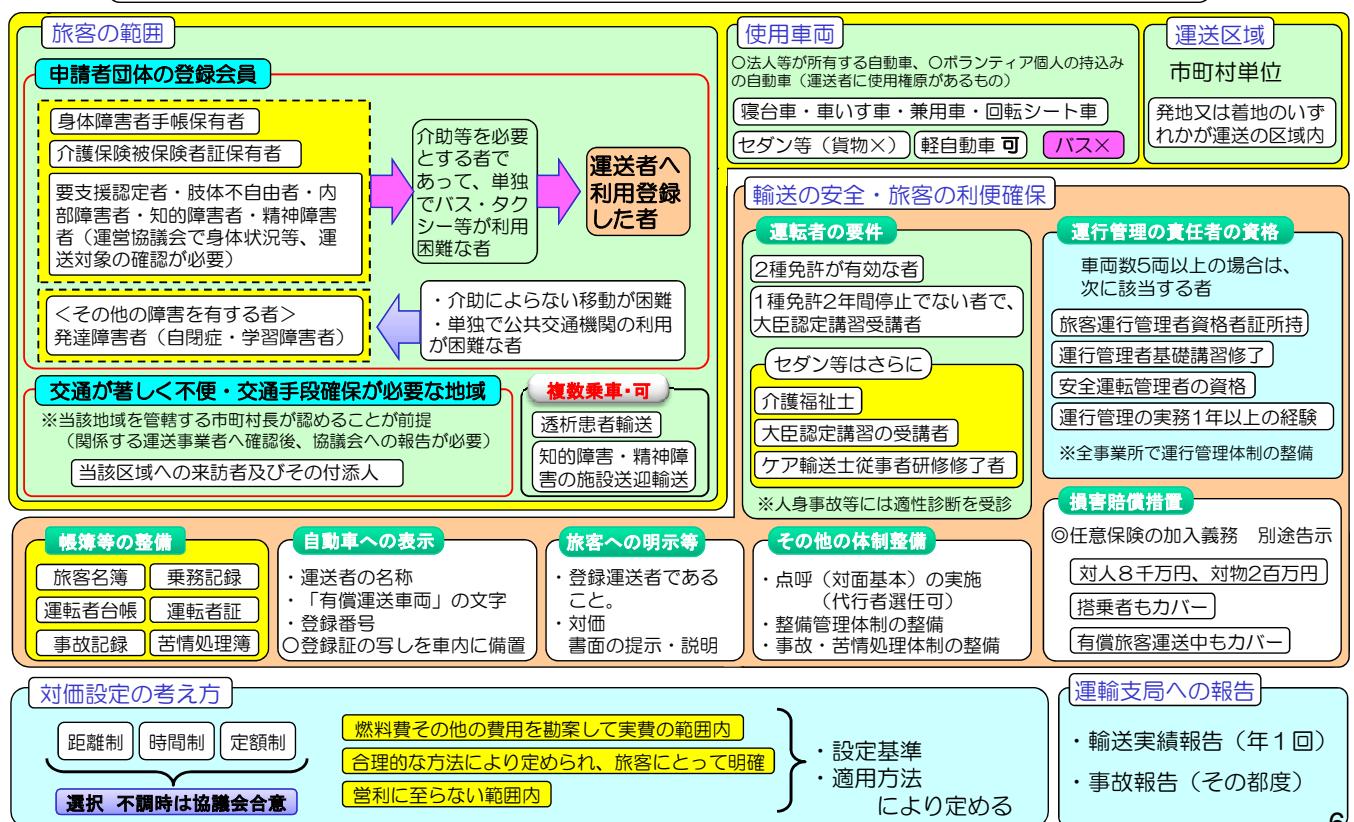


### 3. 福祉有償運送

施行規則・通達・公示



特定非営利活動法人等が、交通移動困難者としてその特定非営利活動法人等の会員として加入している一定の範囲の者の輸送  
運営協議会の合意が必要 乗車定員11人未満 ドアツードア の個別輸送が原則



6

## 自家用有償旅客運送の手続き等



自家用有償旅客運送者  
(市町村・特定非営利活動法人等)

### 協議依頼

協議が  
調った  
場合

地域公共交通会議  
(市町村運営の場合)

運営協議会  
(特定非営利活動  
法人等運営の場合)

主宰する市町村長又は県知事・旅客運送業者及び団体・住民又は旅客・運輸局（支局）長・旅客運送運転者の団体・必要に応じ道路管理者・県警・学識経験者で構成

主宰する市町村長又は県知事・旅客運送業者及び団体・住民又は旅客・運輸局（支局）長・旅客運送運転者の団体・地域で有償運送しているNPO等・必要に応じ学識経験者で構成

### 登録申請

名称住所代表者、運送の種別、路線または運送の区域、配置車両数、運送する旅客の範囲を記載。運行の管理体制、地域公共交通会議・運営協議会の合意等の添付書類が必要

### 有効期間の更新申請・変更申請・変更届・業務の廃止届

### 登録の拒否

申請者の欠格、地域公共交通会議・運営協議会の合意がない等

### 登録の実施

登録簿に登録・登録証の交付・登録番号の付与  
登録の有効期間 登録から2年、有効期間内に重大事故・各種命令を受けなかった場合は3年

### 事故の報告・輸送実績報告

### 命令・業務の停止・取消しの行政処分等

### 対価の掲示・説明、輸送の 安全・旅客の利便の確保

### 対価の支払い

運  
輸  
支  
局



利  
用  
者

7